

配布資料一覧

1. 事項書
2. 出席者名簿
3. 配席図
4. 配布資料一覧
5. 資料1 「規約」
6. 資料2 「連絡調整議会の進め方」
7. 資料3 「路面標示の維持管理に関する各管理者の
これまでの取組」

第1回 三重県内道路 路面標示連絡調整会議 事項書

日時：令和2年7月27日（月）13:30～14:00

会場：橋北公民館研修室A（アスト津 4F）

- 1 開会
- 2 部長あいさつ
- 3 出席者の紹介
- 4 議題
 - 1) 設立趣旨について
 - 2) 連絡調整会議の進め方について
- 5 路面標示の維持管理に関する各管理者のこれまでの取組について
- 6 閉会

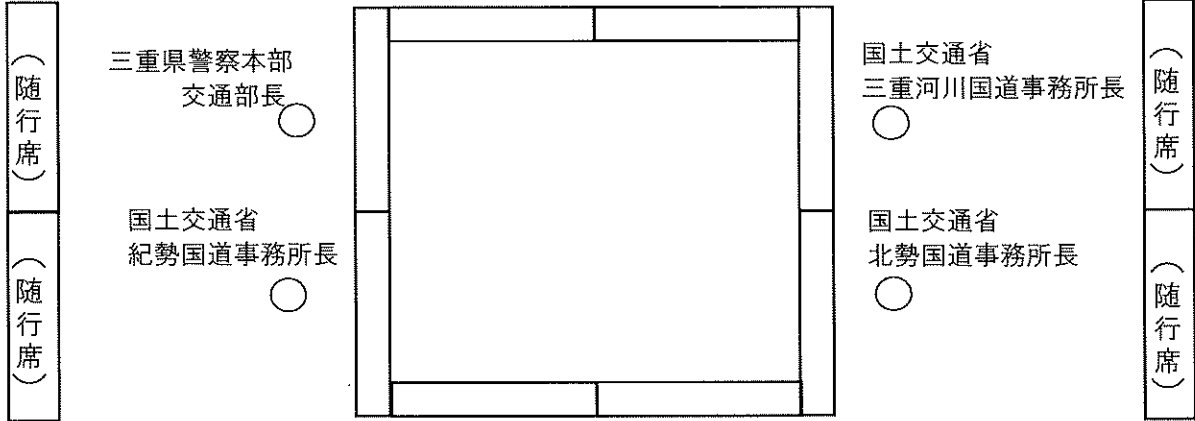
■第1回 三重県内道路 路面標示連絡調整会議 出席者名簿

| 機関名 | 役職 | 氏名 |
|------------------|------|-------------------|
| 中部地方整備局三重河川国道事務所 | 事務所長 | アキバ 秋葉 マサアキ 雅章 |
| 中部地方整備局北勢国道事務所 | 事務所長 | フキ 伏木 アキヒロ 章尋 |
| 中部地方整備局紀勢国道事務所 | 事務所長 | フジヤマ 藤山 カズオ 一夫 |
| 三重県警察本部 交通部 | 部長 | イトウ 伊藤 タツヒコ 達彦 |
| 三重県県土整備部 | 部長 | ミノ 水野 コウジ 宏治 |

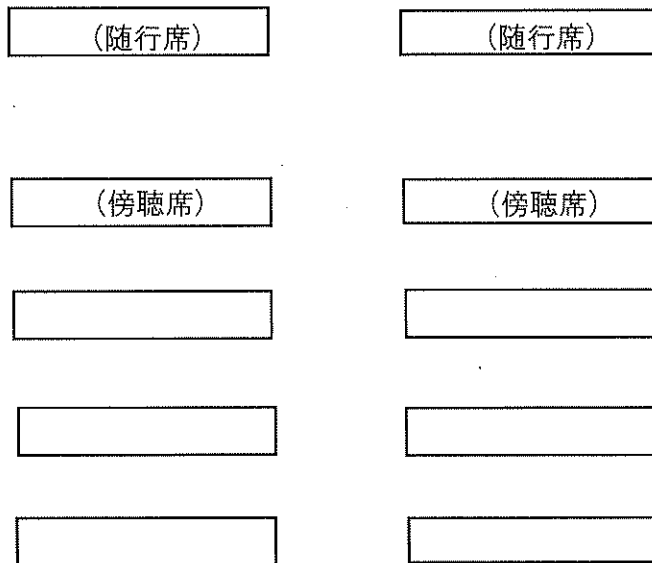
第1回 三重県内道路 路面標示連絡調整会議
— 配席図 —

日時：令和2年7月27日（月）13：30～14：00
場所：橋北公民館研修室A（アスト津4F）

三重県県土整備部長



事務局



受付

出入口

三重県内道路 路面標示連絡調整会議 規約 (案)

(名 称)

第1条 本会議は、三重県内道路 路面標示連絡調整会議(以下、「連絡調整会議」という。)と称する。

(目 的)

第2条 路面標示は、道路利用者の交通安全上、非常に重要であることから、三重県内の路面標示についての意見交換、検討、調整等、各管理者間で連携を行うことで、道路利用者等の安全確保に資することを目的とする。

(組 織)

第3条 連絡調整会議の組織は次のとおりとする。

- 2 連絡調整会議の構成は、「別表」のとおりとする
- 3 連絡調整会議は、個別課題等についての検討・調整を行うため「ワーキンググループ」を設置する。
- 4 ワーキンググループは、検討、調整した内容を連絡調整会議に報告する。

(事務局)

第4条 事務局は、三重県県土整備部道路管理課に置くものとする。

- 2 事務局は、連絡調整会議の運営、資料作成等を行う。

(その他)

第5条 この規約に定めるものの他、必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(付則)

1. 本規約は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第 3 条第 2 項関係）

三重県内道路 路面標示連絡調整会議 会員名簿

| | 所 属 | 役 職 |
|-------------------|------------------------|------|
| 会 員 | 国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所 | 事務所長 |
| | 国土交通省中部地方整備局 北勢国道事務所 | 事務所長 |
| | 国土交通省中部地方整備局 紀勢国道事務所 | 事務所長 |
| | 三重県 警察本部 交通部 | 部長 |
| | 三重県 県土整備部 | 部長 |
| 事務局：三重県県土整備部道路管理課 | | |

路面標示の維持管理上の特徴

1. 路面標示は管理対象が長い（多い）

- ① 区画線は路線延長に比例して存在し、その延長は路線延長の3倍以上
- ② 横断歩道や停止線等、個別の路面標示も多数存在
- ③ 例えば外側線、一連区間でも不均一に劣化が進行する

2. 路面標示は更新サイクルが短い

- ① 箇所にもよるが、短い場合は1～2年程度で著しく劣化が進むものもある
- ② 路面標示の維持管理とは全て「更新」となる
- ③ 法定点検施設のような予防保全は困難

3. 通行機能を複数の管理者が管理する路面標示で確保している

- ① 円滑かつ安全な通行を確保するため、それぞれの管理者がそれぞれの役割に基づき路面標示を管理
- ② 1つの交差点上の路面標示を、複数の管理者が管理している
- ③ 各管理者の路面標示の1つが消えると、全体の機能が低下する
- ④ 路面標示の種類により、許容できる劣化の度合いが異なる

路面標示の特徴を踏まえた維持管理の課題

1. 劣化状況の把握が難しい

- ① 管理対象が長い（多い）ため、点検精度の確保が困難
- ② 一連の区画線で劣化が不均一に生じる

2. 路面標示の耐用年数が不明

- ① 路面標示の劣化要因は様々で不明な点が多く、要因毎の耐用年数も不明
- ② 「更新」を計画的に行う場合、耐用年数の把握が必要

3. 路面標示の施工方法の検討・調整

- ① 発注者毎に路面標示の更新年度、発注時期が異なる
- ② 道路交通への影響を最小限にしつつ効率的に更新を進めるためには、
管理者間の連携と積極的な事前調整が重要

連絡調整会議での検討内容

1. 同時施工等の実施について
 - ① 目指すべき塗り替え水準の整理
 - ② 同時施工に向けた対象箇所を選定

2. 劣化状況のモニタリング調査について
 - ① 路面標示の劣化要因の整理
 - ② 路面標示の長寿命化（耐摩耗化）にむけた仕様の検討
 - ③ モニタリング調査実施に向けた検討

3. 路面標示点検の自動化について
 - ① ICTを活用した劣化状況の把握手法の検討
 - ② 必要に応じて点検情報の共有

4. その他
 - ① 各管理者間の路面標示の現状に関する情報共有
 - ② 他の管理者の事例収集

三重県内道路 路面標示連絡調整会議 (案)

1. 設立趣旨

路面標示は、道路利用者の交通安全上、非常に重要であることから、三重県内の路面標示についての意見交換、検討、調整等、各管理者間で連携を行うことで、道路利用者等の安全確保に資することを目的とする。

2. 連絡調整会議の進め方

令和 2 年度実施

第 1 回 連絡調整会議

指示

ワーキング・グループ(WG)

1. 同時施工等の実施について
 - ① 目指すべき塗り直し水準の整理
 - ② 同時施工に向けた対象箇所を選定
2. 劣化状況のモニタリング調査
 - ① 路面標示の劣化要因の整理
 - ② 路面標示の長寿命化(耐摩耗化)に向けた仕様の検討
3. 路面標示点検の自動化について
 - ① ICTを活用した劣化状況の把握手法の検討
 - ② 必要に応じて点検情報の共有
4. その他
 - ① 各管理者の路面標示の現状の共有
 - ② 他道路管理者の事例収集

報告

第 2 回 連絡調整会議

WG

連絡調整会議

令和 3 年度以降実施

(R2.7月下旬)

第1回会議内容

- (1) 設立趣旨
- (2) 連絡調整会議の進め方
 - ① 連絡調整会議の進め方
 - (3) 路面標示の維持管理に関する各管理者のこれまでの取組について

(R3.2月頃予定)

3. 令和3年度以降の考え方

令和3年度以降の連絡調整会議では、以下の内容について取り組んでいく。

- ① 令和2年度連絡調整会議で継続検討すべきとした項目
- ② 今後実施していくモニタリング調査の検証 など
- ③ 同時施工等の検証

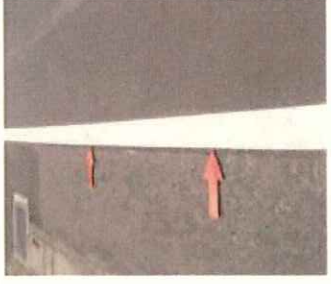


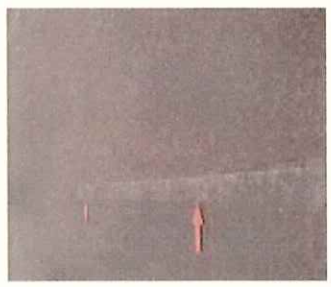
路面標示の維持管理に関する各管理者のこれまでの取組（三重県）

資料3

現状把握について

- 道路利用者からの要望等の高まりを受け、平成29年度に県管理道路上の約10,000kmの路面標示（外側線、センターライン等）について、剥離度に応じて4段階評価で目視点検を直営で実施
- 剥離度Ⅳ（剥離が極めて進んでいる）が約1,400km、剥離度Ⅲ（剥離が進んでいる）が約800kmである事が判明

剥離度の目安

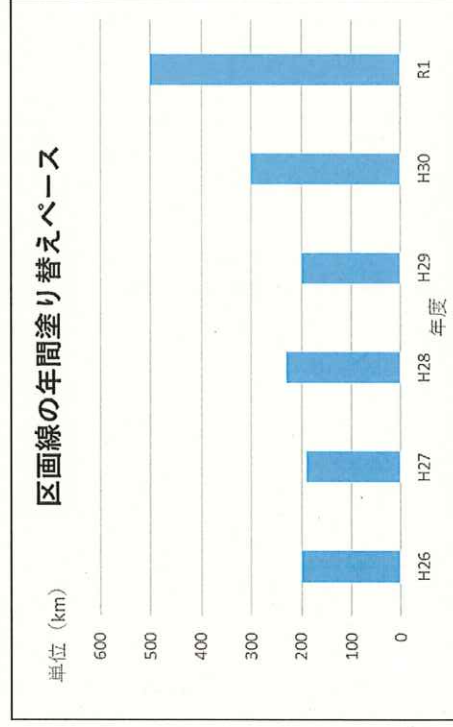
| 剥離度区分 | I | II | III | IV |
|--------|---|--|--|--|
| 剥離度の目安 | 0～50% | 50～70% | 70～90% | 90～100% |
| 剥離度の状態 | 剥離なし | やや剥離あり | 進んでいる | 極めて進んでいる |
| 目視判断 | <ul style="list-style-type: none"> 剥離なしかわずか 視認性は確保 | <ul style="list-style-type: none"> ある程度剥離が認められる 視線誘導としての視認性は確保可能 | <ul style="list-style-type: none"> 剥離が進んでいる 夜間や降雨時など状況によっては視認性の確保が困難 | <ul style="list-style-type: none"> 剥離が極めて進んでいる 区画線が見えず、視認性の確保が困難 |
| 状況 |  |  |  |  |

路面標示の維持管理に関する各管理者のこれまでの取組（三重県）

資料3

実施している内容

- 平成29年度の点検結果を踏まえ剥離度Ⅳを中心に、平成30年度より計画的な塗り替えに着手
- これまでの年間200kmの塗り替えペースを平成30年度に300km、令和1年度からは500kmに引き上げ対応
- 剥離度Ⅳについて、令和2年度内の完了を目指し整備中
- 交差点部などの塗り替えに対する意見を踏まえ、他管理者と事前に協議・調整を行い、塗り替えをほぼ同時に施行する取組みを実施（H30：27箇所、R1：46箇所）
- 黄色センターラインの塗り替えについては、三重県警察本部から執行委任を受け、県工事での一体的な塗り替えを実施（H30：1箇所、R1：3箇所）



現状把握について

平成中期以降の予算の大幅減少により、横断歩道を始めとする道路標示についても更新が滞り、著しく老朽化が進んでいる。

平成29年度以降、予算を増額して塗り替えを進めているが、剥離は日々進行するため、膨大な道路標示の全てを対応するには至っていない。

このような現状を踏まえ、県警察では、横断歩道の計画的な塗り替えを進めるため、これまで明らかにならなかった剥離率やその進行状況等に関する調査を実施した。

調査の結果、おおむね8年で、剥離が著しく進行し視認性が低下することが判明したため、更新基準年数（更新サイクル）を8年と設定した。

※ 年平均2,200本の塗り替えが必要

※令和2年3月末現在

| | 既存整備数 | 更新基準年数 | 更新基準年数超過数 | 割合 |
|------|---------|--------|-----------|-----|
| 横断歩道 | 17,690本 | 8年 | 7,274本 | 41% |

実施している内容

- ・ 令和元年度は、2,520本の横断歩道の塗り替えを実施
- ・ 令和2年度は、夜間工事を含め1,260本の横断歩道を塗り替え予定
- ・ 平成29年度から、各警察署で地域住民等からの塗り替えに関する要望に対応できるよう単価契約を導入（各警察署が施工業者に塗り替え箇所を指示）
- ・ 道路管理者と警察で路面標示の施工について事前協議を行い、交差点等について施工場所と施工時期を調整する「同時施工」の取組を実施

※ 平成29年度から令和元年度の3年間に198か所を実施

路面標示の維持管理に関する各管理者のこれまでの取組(三重河川国道、紀勢国道、北勢国道)

資料3

- 道路巡回及び行政相談により現状を把握。
- 交通安全上危険となる箇所について優先的に塗り替えを実施中。

現状把握

■ 中部地方整備局の道路維持管理計画(案)に基づき実施

・直轄高速道路 ⇒ 1回以上/日
E25名阪国道
E42紀勢道(紀伊長島IC～尾鷲北IC)、E42熊野尾鷲道路

・平均交通量50,000台/日以上 ⇒ 1回/日
国道23号(四日市市以北)

・平均交通量5,000～50,000台/日未満 ⇒ 1回/2日
国道1号、国道23号(鈴鹿市以南)、国道25号、国道42号、国道258号

道路巡回

優先度の設定

区画線の劣化が交通安全上危険となる箇所

- ・交差点付近
- ・自動車専用道路及びバイパスの対面区間の車道中央線
- ・多車線道路の車線境界線
- ・線形が厳しいカーブ区間

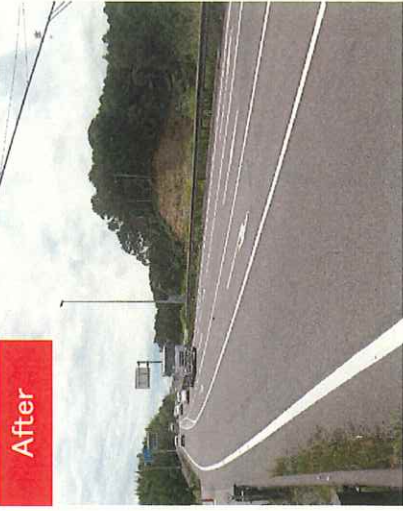
など

対応

Before



After



※国道23号中勢バイパス 津市河芸町北黒田 (R2年6月塗り直し)

区画線に関する行政相談件数(年度別集計)

| | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 (R1) | R2 (6月末時点) |
|--------|-----|-----|-----|-----|----------|------------|
| 三重河川国道 | 8 | 6 | 5 | 4 | 15 | 2 |
| 紀勢国道 | 2 | 1 | 1 | 1 | 3 | 0 |
| 北勢国道 | 0 | 2 | 6 | 3 | 5 | 0 |
| 合計 | 10 | 9 | 12 | 8 | 23 | 2 |

行政相談